

# 市民が主役の政治を取り戻すために ——日本の選挙制度の抜本的改革

さまざまな規制にしばられた公職選挙法によって、従来の選挙は日本における民主主義を実現する場として十全に機能してこなかった。「過剰代表」「票の較差」が問題となつている現在の選挙制度をどう改革すれば、市民が主役の政治を取り戻せるのだろうか。

はじめに

日本国憲法の定める国民主権原理の下では、国においても地方においても、政治と行政は国民、住民の信託を受けて行われべきものである。古代アテネの直接民主制は理想ではあろうが、多数の有権者が一カ所に参集することが物理的に困難な場合には、われわれが選挙で選んだ代表者に主権の行使を委ねざるをえない。したがって、「市民が主役の政治」とは、このような「国民主権」の原理に基づき、選挙制度で選ばれた代表者を通じて、「国民の多様な意思をできるかぎり公正かつ忠実に国会に反映する」政治ということになる。

にもかかわらず、現在の日本の選挙制度には、この点で多くの致命的な欠陥がある。まず、現在の選挙制度では、少ない得

票でも多くの議席が与えられ、しかも、膨大な死票が生まれる。そのため、近年、後述するように、政府与党の動きが民意と極端に乖離しているのではないかと思われるケースが増えている。

また、「べからず集」と揶揄され

る現行の公職選挙法は、本来自由であるべき選挙運動に対して、民主主義の先進諸国には見られないような厳しい規制を行つている。このため、政党、候補者だけでなく、市民自らによる自由な選挙運動が妨げられている。

そして、それらの結果、投票率の低迷や無投票当選の増加、政治に対する不信など、極めて憂慮すべき事態をもたらしている。そこで、本稿では、このように多くの致命的な欠陥をもつ現行選挙制度について、衆議院議員の選挙制度を中心に、その問題点と解決方策について考えていく。

なお、以下の説明の参考として、人口や経済の規模、その歴史など日本と共通点の多いドイツの選挙制度との対比を表1に掲げる（説明は、それぞれの項目で後述）。

## 一 衆議院・小選挙区比例代表並立制の問題点

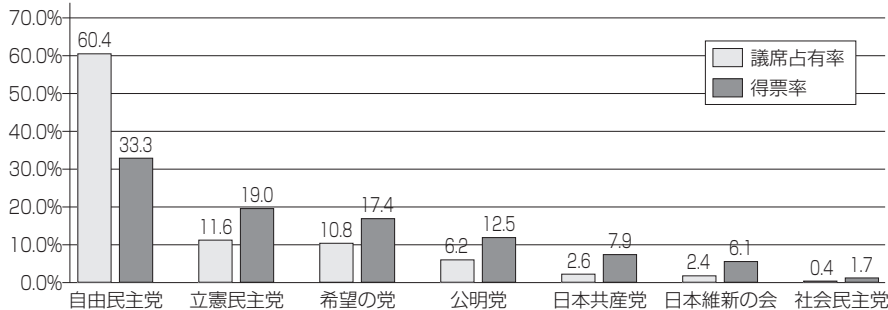
### A 「過剰代表」

現行選挙制度の問題点の第一は、政党の得票数と獲得議席数の間に大きな乖離が生じていることである。

かたぎ・じゅん  
元早稲田大学大学院教授、元自治省選挙部長。一九四七年大阪府生まれ。東京大学法学部卒業。高知県・北海道・大阪府総務部長、自治省選挙部長、総務省消防庁次長等を経て、二〇〇三年早稲田大学、二〇一七年より虎ノ門法律経済事務所。著書に『公職選挙法の廃止―さあはじめよう市民の選挙運動』（共著、生活社、二〇〇九年）、『ドイツの大都市地域圏』（市政研究、二〇一八年夏号）など多数。

図1は、前回の衆議院議員総選挙（二〇一七年）における各党議席占有率（全体）と得票率（比例区）を対比したものであるが、比例区で三三・三%の得票を得たに過ぎない自由民主党が衆議院の全議席の六〇・四%を獲得する結果となつている（過剰代表）。その分、他の党が「割を食った」の

図1 ●第48回衆議院議員選挙（2017年10月22日執行）  
：各党議席占有率（全体）と得票率（比例区）



注1. 各党議席占有率は、全体465人（無所属議員を含む）に対する率である。  
2. 得票率（比例区）は、日本のこころ、幸福実現党、新党大地および「支持政党なし」の各党（比例区での議席0）を含む全体55,757,552票に対する率である。  
出典：総務省HP「政策＞選挙・政治資金制度＞第48回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報資料」「衆議院議員総選挙結果調」（H29.10.27確定値発表）により作成

表1 ●ドイツと日本の選挙制度

項目	ドイツ	日本
当選者決定方法	小選挙区・比例代表併用制（実質は比例代表制）	小選挙区・比例代表並立制
選挙運動	文書図画による選挙運動	刑事罰をもって禁止しないし厳しい規制（ネット選挙を除く）
	戸別訪問 立会演説会	刑事罰をもって禁止 第三者によるものは刑事罰をもって禁止
立候補の自由	供託金	なし
	被雇用者の立候補	自由、むしろ歓迎
	被選挙年齢	18歳以上
		町村を除き、立候補のためには多額の供託金が必要
		厳しい制約。とくに、公務員に対して
		25歳又は30歳（参議院・知事）以上

選挙市民審議会共同代表  
弁護士  
片木 淳

